

福井市学生合宿促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における学生合宿の開催を促進するための補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 学生又は生徒の本市における合宿を補助することにより、合宿の開催誘致を促進し、もって市内への観光入込客及び宿泊者の増加を図り、滞在型観光の推進及び地域振興に資する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校等 高等学校、短期大学又は大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定するものをいう。）
- (2) 引率者 監督、コーチ等
- (3) 団体 次に掲げる用件のいずれかに該当するもの
 - ア 一つの学校等の学生又は生徒及び引率者で構成する部、クラブ、サークル、ゼミナール等
 - イ 学校等の学生又は生徒が所属する同一の目的を持った会員で構成される組織で地域の協会やクラブチーム及びそれに類するもの
- (4) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業に係る施設（次に掲げる施設を除く。）
 - ア 合宿所
 - イ スポーツ施設に付随する宿所
 - ウ バンガロー
 - エ ログハウス
 - オ キャンプ場
 - カ その他市長が不相当と認める施設
- (5) 合宿 団体が市内の宿泊施設に宿泊して行うスポーツ活動・文化活動等の練習、団体の運営に必要な活動。又は学校等の授業。
- (6) 地域交流活動 団体の福井県を知る取組みや地域住民等との交流のために行う、別表に掲げる活動。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に定

める要件のいずれも満たすものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 県外に所在する学校等の団体が行う合宿であること。
 - (2) 本市区域内の宿泊施設に連続して宿泊する団体の学生又は生徒及び引率者の延べ人数（以下「延べ宿泊人数」という。）が20人以上であること。
- 2 前項の要件を満たした団体が行う、合宿期間中の地域交流活動についても補助対象事業とし、次の各号に定める範囲を補助対象とする。
- (1) 1回の合宿において複数回の地域交流活動行った場合、交流回数は泊数を上限とする。
 - (2) 複数回の地域交流活動に参加した団体の学生又は生徒及び引率者の延べ人数（以下延べ交流人数という。）は、延べ宿泊人数を上限とする。
 - (3) 2日以上宿泊する場合、1日で複数回地域交流活動を行っても補助対象とする。
 - (4) ガイドをつけて2つ以上の施設を観光した場合、それぞれを補助対象とする。
 - (5) 2日以上宿泊する場合で、同じ団体（県内団体に限る）と地域交流活動を行う際又は同じ行事に参加した際の交流回数は泊数を上限とする。
- 3 同条第1項及び第2項の規定にかかわらず、その事業が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業としない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- (1) 単に公式大会やイベントに参加することのみを目的とするもの
 - (2) 営利を目的とするもの
 - (3) 政治的又は宗教的な活動を目的とするもの
 - (4) 福井市又は福井市の関連団体（福井市から補助金等の交付を受けている団体をいう。）から補助金等の交付を受けているもの
 - (5) その他市長が不相当と認めるもの

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、延べ宿泊人数に1,250円を乗じて得た額とし、これを宿泊費とする。宿泊費は、同一年度内において1団体につき30万円を限度とする。

- 2 合宿期間中に地域交流活動を行った場合、延べ交流人数に250円を乗じて得た額を地域交流費として前項の補助金額に上乗せする。地域交流費は、同一年度内において1団体につき6万円を限度とする。
- 3 同条第1項及び第2項の規定は市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（補助対象者）

第6条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、合宿の主催者とする。

- 2 複数の団体が同一の目的で合宿をする場合は、個々の参加団体の主催者を補助対象者とする。

- 3 同一の団体が2か所以上に分かれて宿泊する場合において、その目的と活動内容が同一であるときは、1の補助対象者とする。

(延べ人数の算定)

第7条 前条第2項に規定する場合における延べ宿泊人数及び延べ交流人数（以下延べ人数という）は、個々の参加団体毎に算定する。

- 2 前条第3項の場合における延べ人数は、2か所以上に分かれて宿泊する複数の延べ宿泊人数を合計することにより算定する。

(複数の年度にわたる合宿)

第8条 第4条に規定する事業が複数の年度にわたり実施される場合は、合宿を実施するそれぞれの年度において当該期間分を申請するものとする。

- 2 第4条に規定する事業が補助期間の終了年度から翌年度にわたり実施される場合の延べ人数の算定は、当該事業の初日から補助期間の終了年度の最終日までの間の延べ人数とする。

(交付の申請)

第9条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、原則として次に掲げる書類を事業の開始日の10日前までに市長に提出するものとする。

- (1) 福井市学生合宿促進補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第10条 市長は、前条に規定する申請書その他の書類の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

(決定の通知)

第11条 市長は、補助金の交付を決定したときは、福井市学生合宿促進補助金交付決定通知書（第3号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付の変更申請及び承認)

第12条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請に係る次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、速やかに事業変更中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第10条の規定による補助金交付決定額の20%未満の減額の変更である場合は、実績報告と併せて行うことができる。

- (1) 事業の期間
- (2) 宿泊予定施設

(3)延べ宿泊人数

(4)延べ交流人数

- 2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、事業変更中止（廃止）承認書（第5号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、前条第1項ただし書の場合は、第1号の書類に代わり、福井市学生合宿促進補助金変更申請兼実績報告書（第6-2号様式）を提出するものとする。

- (1) 福井市学生合宿促進補助金実績報告書（第6-1号様式）
- (2) 宿泊証明書（第7号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 合宿期間中に地域交流活動を行った補助事業者は、前項に定める書類に加え、地域交流活動報告書（第8号様式）を交流回数1回につき1部市長に提出しなければならない。ただし、複数回の地域交流活動において、その交流相手及び活動内容が同じである場合は、地域交流活動報告書（第8号様式）1部での提出を認める。

（交付額の確定及び通知）

第14条 市長は、前条に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付の額を確定し、その旨を福井市学生合宿促進補助金交付確定通知書（第9号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第15条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、請求書兼振込依頼書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、請求書兼振込依頼書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消し等）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

（関係図書の保存）

第17条 補助金の交付を受けた事業の実施にかかる関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、対象事業が完了した日から5年間保管しなければならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月23日から施行し、改正後の福井市学生合宿促進補助金交付要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年6月27日から施行し、改正後の福井市学生合宿促進補助金交付要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、改正前の福井市学生合宿促進補助金交付要綱第9条の規定による補助金の交付申請をした者に係る当該補助金の交付については、なお従前の例による。

3 改正前の福井市学生合宿促進補助金交付要綱に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所用の調整をして使用することが出来る。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、改正前の福井市学生合宿促進補助金交付要綱第9条の規定による補助金の交付申請をした者に係る当該補助金の交付については、なお従前の例による。

(失効)

- 3 この要綱は、平成33年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別表(第3条第6号関係)

<p>観光施設の見学</p>	<p>自然、歴史・文化、食等に関する有料施設とし、カラオケ、ゲームセンター、ボーリングなどのアミューズメント施設、公園、飲食店、土産店は対象としない。ただし、無料施設であっても、Facebook で活動内容を市町に報告する場合、施設関係者や観光ガイド、地元住民の案内をつける場合は対象とする。</p>
<p>農林漁業体験</p>	<p>定置網、稲刈り、トマト収穫、サトイモ収穫体験等</p>
<p>ものづくり体験</p>	<p>そば打ち、かまぼこづくり、吹きガラス制作づくり体験等</p>
<p>スポーツ、文化団体との交流、指導</p>	<p>強化試合・交流試合(合同演奏会)の実施、地域住民等を対象としたスポーツ(文化)教室・講習会の開催等を対象とする。</p>
<p>地域住民との交流</p>	<p>伝統的なまつりや、食や産業等のイベント、公衆入浴(宿泊とは別途費用のかかる入浴施設)等、地域住民と学生団体が一緒に参加する行事を対象とする。</p>
<p>その他</p>	<p>上記以外の交流活動については、協議により決定する。</p>